

「教育」と「学校」の関係について

資料7-2

「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）のことであり、専修学校は含まれない。
学校において行われる教育については、教育基本法第6条に規定されている。

教育（教育基本法第1条における「教育」）

社会教育、家庭教育など、あらゆる教育作用（専修学校や職業能力開発施設における教育作用も含まれる）

「法律に定める学校」における教育（教育基本法第6条）

学校教育法第1条に定める学校における教育（専修学校における教育作用は含まれない）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校(※1)は、公の性質(※2)を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2 前項の学校においては、教育の目標(※3)が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

※1 法律に定める学校

学校教育法第1条に定める学校のこと。すなわち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校が該当するが、専修学校は該当しない。

※2 公の性質

学校における教育は、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のために尽くすことを目的とすべきであって、一部のものの利益のために仕えてはならないこと、すなわち「公共的な性格」との意味である。

※3 教育の目標

教育基本法第2条に掲げられている教育の目標のこと。

＜教育基本法第2条＞

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法における、第1条に定める学校と専修学校の規定の比較

<同様の規定がなされている項目>

設置基準(第3条、第128条)、学校の管理および経費の負担(第5条、第133条第1項)、授業料の徴収(第6条、第133条第1項)、校長及び教員(第7条～第10条、第129条・第133条第1項)、児童等の懲戒(第11条、第133条第1項)、健康診断等(第12条、第133条第1項)、閉鎖命令(第13条、第133条第1項)、変更命令(第14条、第133条第1項)

<異なる規定がなされている項目>

	第1条に定める学校(※1)	専修学校
設置することができる者	国、地方公共団体、学校法人(第2条)	国、地方公共団体のほか、次に該当する者(第127条) ① 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。 ② 設置者(※2)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 ③ 設置者が社会的信望を有すること。
設置等を認可する者	【初等中等教育段階】(第4条第1項第2号・第3号) 都道府県教育委員会、都道府県知事 【高等教育段階】(第4条第1項第1号) 文部科学大臣	都道府県教育委員会、都道府県知事(第130条)
文部科学大臣による改善勧告、変更命令	【初等中等教育段階】 なし 【高等教育段階】(第15条) ・ 設備、授業等について、法令に違反していると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告できる。 ・ 勧告によっても改善されない場合には、その変更を命ずることができる。 ・ 命令によっても改善されない場合には、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。 ・ 勧告又は命令を行うために必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求めることができる。	なし

※1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

※2 設置者が法人である場合は、その経営を担当する当該法人の役員

高等教育段階における各学校種の目的規定の比較

	学校教育法における規定	活動内容		育成を図る能力	
大学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	学術の中心として、	広く知識を授けるとともに、	深く専門の学芸を教授研究し、	知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
短期大学	大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。			深く専門の学芸を教授研究し、	職業に必要な能力を育成することを目的とする。 and / or 实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。
高等専門学校	高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。			深く専門の学芸を教授し、	職業に必要な能力を育成することを目的とする。
専修学校	第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（略）は、専修学校とする。				職業に必要な能力を育成することを目的とする。 and / or 实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。 and / or 教養の向上を図ることを目的とする。

大学・短期大学・高等専門学校の制度創設の経緯

昭和22年 学校教育法の制定により、旧制の学校制度における、大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関を、四年制の新制大学に一本化した。

昭和24年 新制大学への切り替えに際し、旧制の専門学校の一部は、教員組織、施設・設備等が不十分であるため、四年制大学へ転換できなかった。旧制の専門学校をそのまま存続させることはできなかったため、学校教育法の一部改正により、暫定措置として、修業年限二年又は三年の大学を設け、これを短期大学と称することとした。

中央教育審議会「短期大学制度の改善についての答申」（抄）（昭和31年12月）

- ① 短期大学制度を恒久的な制度とし、高等学校教育の基礎の上に、主として職業又は実際生活について専門の学芸を教授研究する機関とする。
- ② 一貫して充実した専門教育を授けるため、必要な場合は、高等学校の課程を包含する短期大学(あるいはその他の名称)を認める。
- ③ 短期大学は、専門教育を行う完成教育機関であって、四年制大学とは別個のものであり、したがってその目的・性格は異なるものであって、これに関する規定を設ける場合も両者を明確に区別する必要がある。

中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について（答申）」（抄）（昭和32年11月）

今日、産業界において、旧制工業専門学校の卒業者に相当する技術者の要望が強いが、現在、理工系の短期大学は、数も少なく内容もふじゅうぶんで、科学技術教育の面で大きな寄与をしているとはいいい難い。我が国においては、大企業と並んで中・小企業も大きな部分を占めているので、このような技術者の養成は急務と思われる。そのためには、さきに答申したとおり、次の処置が必要である。

- ① 短期大学の目的、性格を明らかにし、その制度および内容の改善を図ること。
- ② 短期大学と高等学校を合わせた五年制又は六年制の技術専門の学校を早急に設けること。

昭和36年 学校教育法の一部改正により、大学とは別の高等教育機関として、修業年限を五年とする「高等専門学校」制度を創設。

- ① 「研究」を学校の目的としないことで、大学との違いを明確化
(※ただし、設置基準において、研究に関する努力規定を置いている)
- ② 「実際生活に必要な能力の育成」を目的としないことで、専門職業教育機関であることを明確化
(※ただし、設置基準において、技術者としての専門教育のみでなく、社会人として必要な教養としての一般教育を行うこととされている)

昭和39年 暫定的な制度として発足した短期大学について、

- ① 四年制大学に比し、保護者や学生の経済的負担を軽減する
- ② 短期間における実際的な専門職業教育を施す
- ③ 特に、女子の高等教育の場として適切である

ことなどから、高等教育機関として独自の重要な地位と役割を占めるに至ったことを受け、学校教育法の一部改正により、短期大学制度を恒久化。

専修学校の制度創設の経緯

昭和22年 明治時代から、様々な分野において教育の普及と発展に貢献してきた各種学校について、学校教育法の制定により、「第一條に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。」として位置付け。

中央教育審議会「私立学校教育の振興についての答申」(抄)(昭和30年9月)

各種学校については、その学校数および種類がきわめて多く、質的にも千差万別の現状であるので、これが実態をすみやかに調査し、本制度の健全なる発達について今後じゅうぶん検討を行うこと。

中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について(答申)」(抄)(昭和41年10月)

- ① 各種学校の健全な発展とこれに対する指導育成の基礎を固めるため、その目的・性格を明らかにする。
- ② 各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備し、各種学校としての特色を生かしながら全般的な水準の維持向上を図る。この場合、その卒業者が、できるかぎり各種の職業上その他の資格を取得できるよう配慮する。
- ③ 前項の課程において充実した教育が行なわれるよう必要な奨励措置を講ずる。

当時の各種学校制度の課題

規模・水準等において、きわめて多様な内容をもつものを「学校教育に類する教育を行うもの」として一括して取り扱っており、その教育の適切な振興を図る上で困難な点があった。

昭和50年 学校教育法の一部改正により、専修学校制度を創設。従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する、組織的な教育を行うものを専修学校として位置づけ、その教育の振興を図ることとした。

専修学校制度の創設の趣旨

- ① 目的の明確化：職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的
- ② 範囲の明確化：修業年限(1年以上)、授業時数(政令で定める時数)、生徒数(常時40人以上)を基準
- ③ 継続教育を行う類型の明確化：一般課程のほかに、高等課程・専門課程を設ける
- ④ 設置者、設置基準、教員資格等に関する規定の整備